

# 学校水泳プール水の検査について

学校保健安全法の規定に基づき、学校環境衛生基準が定められています。

【 水泳プールに係る学校環境衛生基準 】

平成 21 年 4 月 1 日 文部科学省告示第 60 号

	項目	水質基準	検査頻度
1	遊離残留塩素	0.4mg/L 以上であること また 1.0mg/L 以下であることが 望ましい	使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回
2	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること	使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回
3	大腸菌	検出されないこと	使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回
4	一般細菌	1mL 中 200 コロニー以下であること	使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回
5	有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として 12mg/L 以下であること	使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回
6	濁度	2 度以下であること	使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回
7	総トリハロメタン	0.2mg/L 以下であることが望ましい	使用期間中の適切な時期に 1 回以上
8	循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は 0.5 度以下であること。また、0.1 度以下 であることが望ましい。	毎学年 1 回定期で